

## 資料編

---

日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号)〔抜粋〕

日本政策投資銀行中期政策方針(第2期)

中期政策方針(平成11年度～13年度)記載事項に係る  
業務の実施状況の検討結果(運営評議員会報告)〔抜粋〕

中期政策方針(平成14年度～16年度)の実施状況に係る  
検討について(平成14年度経過報告)〔抜粋〕

運営評議員会の開催実績概要

平成14年度政策金融評価報告書の概要

日本政策投資銀行投融資指針(主要部分)

投融資制度について

日本政策投資銀行 環境方針

役員

組織図

沿革

本支店事務所等所在地

本支店事務所等照会先

#### 第1条(目的)

日本政策投資銀行は、経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資するため、一般の金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励することを旨とし、長期資金の供給等を行い、もって我が国の経済社会政策に金融上の寄与をすることを目的とする。

#### 第4条(資本金)

日本政策投資銀行の資本金は、附則第六条第四項及び第七条第四項の規定により政府から出資があったものとされた金額の合計額とする。

- 2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、日本政策投資銀行に追加して出資することができる。

#### 第8条(役員)

日本政策投資銀行に、役員として、総裁一人、副総裁二人、理事十二人以内及び監事二人以内を置く。

#### 第19条(役員の給与及び退職手当の支給の基準)

日本政策投資銀行は、その役員の給与及び退職手当の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものと定めるよう定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

#### 第20条(業務の範囲)

日本政策投資銀行は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する事業に必要な資金であつて、次に掲げる資金の貸付け、当該資金に係る債務の保証(債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。以下同じ。)、当該資金の調達のために発行される社債(特別の法律により設立された法人で会社でないものの発行する債券を含む。以下同じ。)(の応募その他の方法による取得又は当該資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けを行うこと。ただし、当該貸付けに係る貸付金の償還期限、当該保証に係る債務の履行期限(ただし、当該債務の保証の日から起算する。)、当該取得に係る社債の償還期限(ただし、当該取得の日から起算する。))及び当該譲り受けをした貸付債権に係る貸付金の償還期限(ただし、当該譲受けの日から起算する。))は、一年未満のものであつてはならない。
    - イ 設備の取得(設備の賃借権その他の設備の利用に係る権利の取得を含む。)、改良若しくは補修(以下この号において「取得等」という。))に必要な資金、当該設備の取得等に関連する資金、土地の造成(当該造成に必要な土地の取得を含む。))に必要な資金又は既成市街地の整備改善に著しく寄与する事業(住宅の建設に係るもので政令で定めるものを除く。))に係る施設若しくは地域の経済社会の基盤の充実に著しく寄与する施設の建設若しくは整備に必要な資金
    - ロ イに掲げるもののほか、事業の円滑な遂行に必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ若しくは物品の購入等に必要な資金(経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に特に資する資金として財務大臣が定めるものに限る。))又は高度で新しい技術の研究開発に必要な資金
    - ハ イ又はロに掲げる資金の返済に必要な資金(イ又はロに掲げる資金の調達のために発行された社債の償還に必要な資金を含む。))
  - 二 経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する事業に必要な資金の出資を行うこと。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、前二号の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な業務(前二号の業務と密接な関連を有する業務として政令で定めるものに限る。))を行うこと。
  - 四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 前項に規定する資金の貸付け、債務の保証、社債の取得、債権の譲受け又は出資(以下「貸付け等」という。))は、当該貸付けに係る資金の償還、当該保証に係る債務の履行、当該取得に係る社債の償還、当該譲受けに係る債権の回収又は当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合に限り、行うことができる。

- 3 第一項の規定により行う資金の貸付けの利率及び債務の保証の料率並びに同項の規定により取得する社債及び譲り受ける貸付債権の利回りは、日本政策投資銀行の収入が支出を償うに足るように、かつ、一般の金融機関の貸付け若しくは債務の保証の通常の条件又は金融市場の動向を勘案して定めるものとする。

#### 第21条(業務の条件)

日本政策投資銀行は、その業務の運営に当たっては一般の金融機関の行う金融等を補完し、又は奨励することとし、これらと競争してはならない。

- 2 日本政策投資銀行は、一般の金融機関から通常の条件により貸付け若しくは債務の保証を受け、日本政策投資銀行以外の者が応募その他の方法により取得する社債の発行により資金の調達を行い、又は日本政策投資銀行以外の者から出資を受けるのみでは事業の遂行が困難である場合に限り、貸付け等(貸付債権の譲受けを除く。)を行うことができる。

#### 第22条(中期政策方針)

日本政策投資銀行は、主務大臣が作成した三年間の中期の政策に関する方針(以下「中期政策方針」という。)に従って、貸付け等を行わなければならない。

- 2 日本政策投資銀行は、主務大臣の中期政策方針の作成に当たり、主務大臣に意見を述べることができる。
- 3 中期政策方針には、日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する事項その他の業務に関する重要事項について記載しなければならない。
- 4 主務大臣は、中期政策方針を作成しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

#### 第23条(投融資指針)

日本政策投資銀行は、中期政策方針に記載された事項を実施するために、政令で定めるところにより、投融資指針(日本政策投資銀行の貸付け等の前提となる政策目的、対象事業その他貸付け等に係る各事業年度の指針をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

- 2 日本政策投資銀行は、毎事業年度主務大臣が定める日までに当該事業年度に実施予定の投融資指針を主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

#### 第24条(運営評議会)

日本政策投資銀行に、運営評議会を置く。

- 2 運営評議会は、中期政策方針に記載された事項に係る業務の実施状況を検討し、その検討結果を総裁に報告する。
- 3 総裁は、前項の規定により検討結果の報告を受けたときは、その検討結果を主務大臣に報告の上、公表しなければならない。
- 4 運営評議会は、評議員八人以内で組織する。
- 5 評議員は、学識又は経験のある者のうちから、財務大臣の認可を受けて、総裁が任命する。
- 6 評議員の任期は、四年とする。

#### 第28条(予算)

日本政策投資銀行は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、これを財務大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の収入は、貸付金の利息、債務保証料、社債の利子、出資に対する配当金その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、第四十二条第一項又は第二項の規定による借入金の利子、同条第五項の規定による寄託金の利子、第四十三条第一項又は第四項の規定により発行する銀行債券の利子及び附属諸費とする。
- 3 財務大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。
- 4 内閣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

**第41条(利益金の処分及び国庫納付金)**

日本政策投資銀行は、毎事業年度の損益計算上利益金が生じたときは、準備金として政令で定める基準により計算した額を積み立てなければならない。

- 2 前項の準備金は、損失の補てんに充てる場合を除いては、取り崩してはならない。
- 3 日本政策投資銀行は、毎事業年度の損益計算上の利益金から第一項の規定により準備金として積み立てた額を控除した残額を翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。
- 4 政府は、前項の規定による国庫納付金の一部を、政令で定めるところにより、当該事業年度中において概算で納付させることができる。

**第42条(資金の借入れ等)**

日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、政府から借入金をすることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、日本政策投資銀行は、資金繰りのため必要がある場合その他財務省令で定める場合には、銀行その他の金融機関から短期借入金をすることができる。
- 5 日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務のうち、特定の政策に金融上の寄与をするために必要な資金の財源に充てるため、政令で定めるところにより、寄託金の受入れをすることができる。

**第43条(日本政策投資銀行債券の発行)**

日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、日本政策投資銀行債券(第四十五条第四項を除き、以下「銀行債券」という。)を発行することができる。

**参 考 ( 役員の給与および退職手当の支給に関する基準 )****1. 社会一般の情勢への適合**

日本政策投資銀行法第19条では、役員の給与及び退職手当(以下「給与等」という。)の支給の基準を定めるに当たって、社会一般の情勢に適合することが求められている。その際、基本的な考え方として以下の点に配慮するものとする。

- (1) 役員の給与等は、各役職の職責及び必要とされる能力に応じたものであること。
- (2) 役員の給与等は、日本政策投資銀行の適切な業務運営を図るために必要な人材を確保しうるものとし、そうした人材の民間企業等における処遇の実情を勘案すること。
- (3) 役員の給与等は、日本政策投資銀行の業務及び財産の公共性に鑑み、その総額を含め適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

**2. 役員の給与等の区分**

役員の給与等の区分は、次のとおりとする。

- (1) 役員給与：報酬、特別調整手当、特別手当、通勤手当
- (2) 役員退職手当：退職手当

**3. 役員給与****(1) 報酬**

報酬は月額をもってこれを定め、毎月定額を支給する。

**(2) 特別調整手当**

特別調整手当は報酬に100分の12を乗じた額として、毎月報酬と同時に支給する。

**(3) 特別手当**

特別手当は、1月より6月までの分を6月に、7月より12月までの分を12月に支給する。

**(4) 通勤手当**

通勤手当は、通勤のため公共交通機関を利用している役員に対して支給する。

**4. 役員退職手当**

退職手当は、当該役員の退職の日における報酬月額に100分の28に相当する額に在職月数を乗じて得た額とする。

**5. 就退任に伴う給与等の計算**

就任または退任の場合、報酬及び特別調整手当は日割により、特別手当及び退職手当は月割により計算する。

**6. その他**

- (1) 役員の報酬の金額及び特別手当の支給率は、総裁がこれを定める。
- (2) 役員の給与等の支給に関する細則その他の事項は、別に定める。

**付則**

この基準は、平成15年4月1日から実施する。

(参考) 役員の報酬月額及び特別手当の支給率

**1. 報酬月額(単位：千円)**

総 裁	1,317
副総裁	1,202
理 事	1,012
監 事	834

**2. 特別手当の支給率**

支給率 3.50ヶ月/年

特別手当 = [(報酬月額 + 特別調整手当) × (報酬月額 × 0.25) + (報酬月額 + 特別調整手当) × 0.2] × 支給率

平成14年度から平成16年度までの日本政策投資銀行の業務の運営は、下記の要領によるものとする。

記

**・日本政策投資銀行の業務運営に関する基本的な考え方**

1. 我が国の経済社会は、グローバルな競争の下で経済活性化に向けた再構築を求められており、政策金融は常にその時々に変化する時代のニーズを的確に捉え、機動的に対応することが必要とされている。こうした中、日本政策投資銀行は、新産業の育成、事業再生等による産業の活性化、環境保全、雇用機会の創出等を図り、日本経済の構造改革、循環型経済社会の構築、安定的な社会基盤の形成等を推進し、もって経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に寄与することとする。
2. こうした業務運営に当たっては、国の経済運営に関する諸方針を踏まえるとともに、平成13年12月19日に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」に沿って、民業補完に徹した事業見直しを行うこととする。

**・日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する事項**

日本政策投資銀行は、前節において示した業務運営の基本的な考え方に則り、以下の3つの視点に立脚し、長期資金の供給等を行うこととする。

また、プロジェクトファイナンス等の考え方に基づく新しい金融手法の開発、プロジェクト形成等を通じたノウハウの更なる蓄積に努め、これらを有効活用して事業の円滑な推進に寄与するとともに、経済社会の変化を見据えた情報の生産・発信を行う等、「ナレッジバンク」機能を適切に発揮していくこととする。

**1. 経済活力創造**

経済構造改革、知的基盤の整備の推進等のため、産業の空洞化を防ぎ、未来産業の創造に向けて、特に事業再構築・再生支援等の円滑な促進、新技術開発、新規事業の育成等を図ることとする。

**2. 豊かな生活創造**

環境対策、エネルギー・セキュリティ対策、防災対策、福祉・高齢化対策、交通・物流・情報通信ネットワーク整備の推進等のため、リサイクルの促進、バリアフリー化、安全で暮らしやすい社会の実現、人・物・情報の円滑な交流等を図ることとする。

**3. 自立型地域創造**

地域の社会基盤整備、活力創造、連携と自立支援等のため、各地域の特性と個性を踏まえ、都市再生、社会資本整備、雇用機会の創出、地域産業の活性化等を図ることとする。その際、地方の公共セクター、地域金融機関等との連携を深めながら、PFI等の手法を重点的に活用する。

なお、金融・資本市場が十分に機能しない場合あるいは災害の発生等、内外経済社会の緊急時の政策的要請に対しては、適切かつ機動的に対応する。

## ・業務に関する重要事項

日本政策投資銀行は、業務運営に当たっては、運営評議員会の意見を十分踏まえるとともに、次の事項について十分留意することとする。

### 1. 民業補完の徹底

「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を縮減した上で、プロジェクト・ファイナンス、地域プロジェクト等リスクの高い業務に特化していくこととする。このため、不断の事業見直しを行い、金融経済情勢を踏まえつつ、融資規模及び貸付債権残高の圧縮を図る。また、保証機能を積極的に活用する。金利体系については、市場金利との調和に一層配慮したものに直視することとする。なお、民間金融の補完・奨励という位置づけを徹底する観点から、融資比率の引下げに努めることとする。

### 2. 業務の合理化・運営の効率化

特殊法人等改革の趣旨を踏まえ、経済社会情勢の変化に応じて、業務の一層の合理化・効率化に努めることとする。特に、出融資等の対象事業の新設又は拡充を行う際には、原則として、従前の対象事業の廃止又は縮小を行うこととする。

### 3. 財務の健全性の保持

業務運営に当たっては、償還確実性の原則、収支相償原則の下、財投機関債の発行による資金調達が多様化への対応、事業者の信用状況に応じた適切な債権管理を含め、リスクの一層厳格な管理及びALM体制の充実を図り、財務の健全性の確保に十分努めることとする。

### 4. ディスクロージャーの充実

財務内容の透明性の一層の向上のため、資産自己査定及び外部監査の充実に努め、迅速な開示を行うこと等により、ディスクロージャーの一層の充実に取り組むこととする。

また、情報公開法に適切に対応するための体制の整備を行うこととする。

### 5. 政策金融評価の実施と事業見直しへの反映

政策金融評価については、全投融資案件について個別案件評価を実施するとともに、投融資制度の有効性の評価、大規模プロジェクト等の詳細評価、これらを踏まえた総括評価を行い、その結果を事業見直しへ反映させることとする。なお、政策評価の手法については、より実証的な手法の採用に努めることとする。

### 6. 地域整備関連分野等に対する適切な支援の継続

日本政策投資銀行設立時(平成11年10月)に引き継いだ業務については、引き続き適切な運営を行うこととする。

## 総括

平成11～13年度の同行の業務については、中期政策方針に則り実施され、特に、現下の厳しい経済環境下において、日本経済の活性化に向けた重要かつ意欲的な取り組みが行われているものと認められる。

また、ディスクロージャーへの取り組み、政策金融評価の実施などアカウンタビリティ確保のための努力は高く評価できる。

引き続き、財務の健全性保持等業務運営上の規律を遵守しつつ、対象分野の不断の見直しと政策効果の的確な把握に努めることによって業務の重点化・効率化を図り、同行の本旨である我が国経済社会政策への金融上の寄与を果たしていくことが肝要である。

中期政策方針記載事項に則した検討結果は、以下のとおり。

### <日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する事項>

同行は、政策金融機関として、政策的な意義は高いものの、事業リスク、期間リスク等が高く、民間金融機関のみでは資金供給が基本的に困難な事業に対して、投融資を行っている。

中期政策方針においては、自立型地域創造、豊かな生活創造、経済活力創造の3分野に主眼を置くことが規定されている。

上記に基づく代表的投融資分野としては、以下が挙げられる。

プロジェクトファイナンス、PFI手法の活用による社会資本整備

市街地再開発、街づくり等による都市再生や地域活性化

自然エネルギー開発、リサイクル促進等の環境対策

バリアフリー化、モーダルシフト等に対応した交通・物流ネットワーク整備

光ファイバーやCATV網の整備等情報通信ネットワーク整備

DIPファイナンス、企業再建ファンド等の事業再生

新技術開発、ベンチャー企業育成等

また、同中期政策方針においては、平成13年3月31日までを限り貸し渋り対策を推進すること、さらに阪神・淡路大震災の復旧・復興の推進に配慮することが、規定されている。

### 自立型地域創造分野

地域中核施設の整備、都市再生プロジェクトなどを推進するためには、長期安定的な資金を必要とすることから、引き続き同行の支援を要する分野であると認められる。取り組みに当たっては、地域の個性と特性を踏まえて対象事業の選別を図っていくことが必要である。また、高齢化社会の到来を迎え、バリアフリー化に配慮した社会資本整備を進めることが期待される。

具体的なプロジェクト推進に当たっては、財政制約の下、従来型の第3セクター手法に代わるものとして、プロジェクトファイナンス、PFIなどの活用に努めることが必要である。

### 豊かな生活創造分野

今後の持続的成長を図る上で環境問題は特に重要であり、循環型社会システムの構築、地球環境問題などにおける先導的な取り組みが期待される。こうした分野への取り組みに当たっては、重点的に取り組むべき分野のプライオリティを明確にすることが必要である。

交通・物流ネットワーク整備においても、このような環境問題あるいはバリアフリー化等への対応に配慮することが必要である。

また、情報通信など技術革新の著しい分野に関しては、的確な見直しをもった対応が重要であり、機動的なプログラムの見直しが必要である。



### 経済活力創造分野

新たな活力の源泉となる新産業の育成、新技術開発の促進など、政策金融による支援が期待される分野・事業が存在するが、ベンチャー企業の支援においては事業発展段階に応じた適切な与信手段を選択することが重要である。

当面する課題として、DIPファイナンス及び企業再建ファンド等事業再生分野で積極かつ柔軟な対応を行い、民間金融機関の取り組みを誘導する役割が期待される。その際、過剰供給力の温存とならぬよう、対象企業の選別には厳格に対応すべきである。

### 貸し渋り対策等

貸し渋り対策、阪神・淡路大震災対策については、機動的対応により所期の目的を達成したものと認められる。

### その他日本政策投資銀行に期待される取り組み

投融资機能に付随するナレッジ機能の発揮も重要であり、同行の公的、中立的立場を活かし、リスクの高い分野での事業化の推進、地域や産業の課題解決に向けた情報発信、ネットワーク機能の発揮などの取り組みが期待される。

また、個々の企業の環境対策向上に向けた取り組みの支援、同行自身における環境マネジメントシステムの構築などへの一層の注力が期待される。

## <業務に関する重要事項>

### 民間金融の補完・奨励

民間金融の補完・奨励に関しては、政策金融評価システムの導入により、個別案件のチェックが行われている。また、平成13年度より期間別、リスクに応じた金利設定も進められており、市場金利との調和に向けた取り組みが図られている。

### 業務の重点化・合理化等

投融资規模は、平成13年度計画では過去のピークの半分程度に縮小されており、政策緊要度に応じた対応となっている。

今後は、民業補完の一層の徹底の観点から、対象分野の不断の見直しに加え、債務保証機能の活用、貸付債権の流動化に向けた具体的取り組みが必要である。

### 財務の健全性の保持

信用リスク管理に関しては、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した資産自己査定を実施しており、財務内容は概ね健全な水準を確保している。

今後とも、民業補完を図りつつ、政策的に必要な高リスク事業への対応を行う上で、引き続き適切なリスク管理に努めていくことが必要である。

### ディスクロージャーの充実

平成13年3月期決算では、外部監査法人の監査を受けて他の政府系金融機関に先駆けて民間基準での財務諸表を作成、公表するなど、新たな取り組みが進められている。

### 業務の円滑な引継ぎ等

地域プロジェクトの支援、環境事業団等融資業務の継承等、円滑な引継ぎが行われたものと認められる。

・検討経過報告の趣旨

中期政策方針(平成14年度～16年度)に係る日本政策投資銀行法第24条に基づく報告(以下「報告」という。)の作成公表は、第2期中期政策方針(現行)が終了する平成16年度を予定しているが、現行の中期政策方針に基づく業務の実施が現時点で1年を経過したことから、今般経過報告を取りまとめるものである。

・これまでの開催状況の概要

略(120ページ参照)

・中期政策方針記載事項の実施状況に係る検討状況

1.日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する事項

(1)経済活力創造

運営評議員会の検討状況

これまでに、DIPファイナンス・企業再建ファンド活用による事業再生業務等に関して説明を受けた。

意見等

企業の過剰債務が大きな課題となっている現下の経済状況において、同行の果たすべき役割として、高度なリスクマネジメントの下、DIPファイナンス・企業再建ファンドの活用により、経済社会に有用な事業の再生に真摯に取り組んでいることは高く評価できる。

DIPファイナンスや再建ファンドについては、同行が過度なリスクをとることがないように留意する必要がある。

再建ファンドに出資する場合、同行は営利目的の機関ではないため、出資金が短期間の利潤追求を目的とした投資資金の性格を帯びることのないよう注意が必要である。

(2)豊かな生活創造

運営評議員会の検討状況

これまでに、交通ネットワーク整備および防災対策の推進業務、バリアフリー化事業等の福祉・高齢化対策業務、平成15年度投融資計画において環境対策業務に関する説明を受けた。

意見等

地球環境や少子化に関する問題が顕著となる中、製造業も大量生産という従来型の産業構造から転換が求められており、環境や医療に焦点を合わせた技術開発に取り組んでいる。同行は、このような課題に対応する生活支援型産業にも目を向け、構造転換を促すと共に、環境対策、福祉・高齢化対策の推進に積極的な支援を行う必要がある。

京都メカニズムを活用した温室効果ガス削減ファンドへの出資を計画しているが、ファンドの組成にあたっては、同メカニズムの有するリスクを適切に把握し、リスク管理が行われる仕組みを作ることが必要である。

(3)自立型地域創造

運営評議員会の検討状況

これまでに、都市開発プロジェクトを事例とし、都市再生に関する業務およびPFIを活用した社会資本整備等に関して説明を受けた。

意見等

大規模な再開発プロジェクトは、投資規模が巨大であることに加え、投資回収に長期を要するため、民間金融機関が手を出しにくい分野である。このため、同行が、事業採算性に留意しつつも、建設当初から安定稼働までの間の超長期ファイナンスの実行等による積極的なリスクテイクを行うことによって、民間投資を誘発する必要がある。

今後、PFI案件が増加し、一方でリスクを反映した個人向け金融資産市場の環境が整えば、PFIローン債権の証券化を検討する等、積極的に市場活性化を支援する必要がある。

PFIの普及が進まない要因の一つに事業主体に関わる規制の問題があるが、同行がかかる問題を解決すべく、民間金融機関や有識者と研究を続けていくことが期待される。

(4)各分野に共通する「ナレッジ・バンク機能」の発揮

運営評議員会の検討状況

これまでに、国内製造業空洞化対策および国際競争力回復戦略に関するナレッジ提供、プロジェクト・ファイナンス等の考え方に基づく新しい金融手法に関して説明を受けた。

意見等

同行が、足で稼いだ情報を活かし、国内製造業空洞化対策のビジョンを示したレポートを作成したことは評価できる。このようなナレッジ発信機能こそ同行に求められる役割であり、今後は更に調査を進め、レポートで示したビジョンを具体化する提言を行うことを期待する。

国内製造業の空洞化対策として、地方において知的クラスターの展開による起業が活発化し、資金需要が発生しているが、リスク評価が困難なために民間金融機関が対応し切れていない状況にある。事業が軌道に乗り、民間金融機関だけで資金需要を十分に賄うことが可能となるまでの間、同行が長期・低利の資金供給を行い、民間金融を補完・奨励する意義は認められる。

国内製造業空洞化の問題に関しては、企業も多数の従業員を抱えており、必ずしも簡単に海外移転している訳ではない。レポートで示したように、高コスト構造の是正や規制緩和によって内需拡大を図り、製造業が国内に踏み止まれるような環境を整備すべきであり、同行もナレッジ発信機能を活用して積極的にこれに関与することを期待する。

起業して間もない企業は、信用力が低く、事業採算性の確保が重大な課題となるため、審査手法を活用した事業計画の評価や採算性確保策の提言を行う等、同行には、資金的支援に加え、ナレッジ提供による知的支援も期待されるところである。

同行が、プロジェクトファイナンス等の活用によりPFIプロジェクトを組成すると共に、その過程で蓄積したノウハウを国、自治体、他の金融機関等に提供することは、重要な取り組みである。

CLO等アセットファイナンスの活用を通じ、金融・資本市場の活性化支援等にも寄与していると認められる。

## 2. 業務に関する重要事項

### 運営評議員会の検討状況

これまでに、平成15年度投融資計画、政策金融評価の手法および平成14年度の評価結果、平成14年度決算、ALM・リスク管理、資産査定とリスク管理債権の状況に関する説明を受けた。

意見等

#### （民業補完の徹底）

同行が、民間金融機関・市場の補完という役割を一層徹底化すべく、高格付企業に対する融資比率引下げや投融資項目の選択・集中を行いつつ、融資規模および貸付債権残高の圧縮を行っていることを評価する。融資比率の引き下げに関しては、一様に全ての融資比率を引き下げるのではなく、政策上必要かつリスクの高い分野に特化し、メリハリの利いた融資比率の設定を行っており、今後も、経済情勢に対応した事業見直しを継続することが重要である。

「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という構造改革の基本原則を組織の末端まで浸透させ、金利等については市場との調和に一層配慮することが望まれる。

#### （財務の健全性の保持）

同行が、固定金利の長期資金を安定的に供給していくために、手厚い引当を行う等長期的な経営健全性を確保すべく努力し、その結果として、マーケットの信任を得て、財投機関債の発行増額等資金調達の様相化を実現していることを評価する。

#### （ディスクロージャーの充実）

同行が、特殊法人ベースの決算公表に加え、他の政府系金融機関に先駆けて企業会計ベースの決算公表を行う等、ディスクロージャーの充実に積極的に取り組んでいる点は高く評価できる。

#### （政策金融評価の実施と事業見直しへの反映）

先駆的なプログラム評価方法を用いた政策評価報告書を作成したことを評価する。特に、4段階或いは3段階の類型化に基づく評価は読み手にとって理解し易い内容となっている。今後は、事後評価を最終的な制度の改善に結びつけることが重要である。

同行のような政策金融機関は、民間金融機関と同様の財務諸表で収益性とリスクを表示するに留まらず、政策金融としての役割やコスト等について固有の評価指標の設定も検討に値する。

地方の公共事業に対する事後評価は、単純な費用対効果による評価が不適切であり、地域戦略の有効性の観点も必要とされる。この点、同行の政策金融評価の手法が応用できる部分もあると思われることから、プロジェクトの評価手法の分野に関しても同行のナレッジ提供を期待する。

## 運営評議員会の開催実績概要

回数	年月日	概要
第1回	平成11年12月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本政策投資銀行概要と運営評議員会の今後の進め方</li> <li>・政策金融評価の考え方について</li> </ul>
第2回	平成12年2月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12年度投融资計画について</li> <li>・「経済活力創造」への取り組み - 経済構造改革・新技術開発 -</li> </ul>
第3回	平成12年4月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「豊かな生活創造」を支える環境調和型エネルギー政策</li> </ul>
第4回	平成12年7月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成11年度決算概況</li> <li>・「自立型地域の創造」と「豊かな生活の創造」に向けた都市開発の取り組み</li> </ul>
第5回	平成12年9月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年度概算要求について</li> <li>・情報通信分野における政策銀行の取り組み～ケーブルテレビ事業を事例として～</li> </ul>
第6回	平成13年2月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年度投融资計画について</li> <li>・「自立型地域創造」に向けた政策銀行の取り組み</li> <li>・中期政策方針の実施状況にかかる検討について（経過説明）</li> </ul>
第7回	平成13年4月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わが国におけるベンチャービジネスの現状と当行の対応について</li> </ul>
第8回	平成13年7月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12年度決算概況</li> <li>・「豊かな生活創造」に向けた物流ネットワーク整備への取り組み</li> </ul>
第9回	平成13年9月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年度概算要求</li> <li>・中期政策方針に記載された事項に係る業務の実施状況に関する検討報告の取りまとめについて</li> </ul>
第10回	平成13年12月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年度補正予算における対応について</li> <li>・日本政策投資銀行運営評議員会報告書について</li> <li>・政策銀行の社会環境問題への取り組み</li> </ul>
第11回	平成14年4月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期中期政策方針について</li> <li>・今後の運営評議員会の進め方について</li> <li>・国内製造業のあり方に関するナレッジ活動について</li> </ul>
第12回	平成14年7月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年度決算について</li> <li>・ALM・リスク管理について</li> <li>・資産査定とリスク管理債権等について</li> </ul>
第13回	平成14年10月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年度概算要求について</li> <li>・平成14年度日本政策投資銀行政策金融評価報告について</li> <li>・「都市再生」への取り組みについて</li> </ul>
第14回	平成15年2月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年度投融资計画について</li> <li>・プロジェクトファイナンスをめぐる新しい動き</li> <li>・事業再生への取り組みについて</li> </ul>
第15回	平成15年5月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開法施行への対応状況</li> <li>・環境問題への取り組みについて</li> </ul>

## 1. 報告書の位置づけ

日本政策投資銀行(以下、政策銀行)は、平成12年度より政策金融評価の仕組みを全行的に導入し、13年度には政府系金融機関としてはじめて、「政策金融評価報告書」を取りまとめて、運営評議員会(日本政策投資銀行法に基づき設置された外部評価機関)に報告するとともに、公表を行っている。

また、13年度は、政策銀行の中期の政策上の目標を盛り込んだ「中期政策方針(原則3年間)の最終年度にあたることから、運営評議員会は、機関の内部評価結果である同報告書の内容も踏まえつつ、政策銀行の業務の実施状況に対する運営評議員会としての外部評価結果を取りまとめ、主務大臣への報告、公表を行った。運営評議員会報告書は、主務大臣の作成する第2期中期政策方針(14~16年度)に反映され、その中には、業務に関する重要事項として、政策金融評価への取り組みが明記された。

当報告書(平成14年度政策金融評価報告書)は、13年度版に続く二回目の内部評価報告書であり、昨年度と同様に運営評議員会への報告を経て公表を行うものである。

## 2. 報告書の概要

### (1) 個別案件事前評価の集計結果

- ・個々の投融資案件について、対象事業の政策性(投融資の対象事業がもたらす有効性・成果)、投融資の役割(対象事業の実施に際し、政策銀行の投融資が果たした役割)を評価。13年度投融資案件に係る投融資時の評価(事前評価)を集計した結果を報告。

(単位: 件、億円)

	13年度	総額	備考
件数	859	-	工事が複数年度にまたがる対象事業も多いため、13年度分と総額を表示(、の数値は、総額ベースでの効果)。対象事業費は、投融資によりその推進を支援したプロジェクトの事業費。
投融資額	14,414	39,483	
対象事業費	50,218	115,610	

雇用・経済面での効果(対象事業による雇用機会の確保と経済活動の拡大)

対象事業による雇用機会確保	10万1千人	対象事業実施後の数字。雇用機会確保は、対象事業単位での把握を原則とするが、DIPファイナンス、緊急時対応融資など、企業全体に関わる投融資案件については、全従業員を計上したケースもある。
(参考)対象事業者の従業員数	33万人	
対象事業による売上増	1兆6千億円	
(参考)対象事業者の売上高	28兆円	

対象事業の政策性(例示)

#### (自立型地域創造)

- ・地域の街づくり(地区面積54ha、延床面積271万m<sup>2</sup>増)を支援し、土地の高度利用(容積率158% 651%)、良好な都市環境の整備(公共施設等42万m<sup>2</sup>を創出)等を推進。

#### (豊かな生活創造)

- ・建築物のバリアフリー化(対象延床面積22万m<sup>2</sup>)を支援。
- ・国民の生活基盤となる鉄軌道事業の安全防災対策、輸送力増強(対象事業者の輸送客数69億人/年、連続立体交差化の工事進捗率52% 55%)等を支援。

#### (経済活力創造)

- ・米国同時多発テロに伴う航空会社への緊急融資を実施(6社、雇用機会確保3万9千人)。
- ・司法プロセス等を通じて経済社会的に有用な事業の再生を支援するための融資(DIPファイナンス)や事業の再構築を支援(22社、雇用機会確保2万9千人)。
- ・IT、医療機器などベンチャー企業等(37社、総事業費79億円)を支援。

投融資の役割

- ・政策銀行は、社会的有用性の高いプロジェクトに対して良質な資金を供給することで、その事業性を高め、プロジェクトの円滑な実施を誘導・促進することを役割としている。
- ・ここでは、政策銀行の投融資が、プロジェクトを誘導・促進するうえで果たす金融面での役割を類型化し、把握を試みた(以下の%表示は859件に占める件数ベースの構成比。複数回答可)。

(金融市場の機能の補完)

- ・金融市場の制約により、事業者が必要とする資金を質的・量的に十分に確保できない場合、政策銀行がこれを供給することでプロジェクトの事業性を高めた。

期間補完	75%	投資回収に長期を要する事業への長期・固定資金の供給
安定資金性	30%	工期が長期にわたる事業等への安定的な資金供給
事業リスク補完	15%	リスクの高い事業への十分な資金供給
緊急時対応	4%	緊急時における十分な資金供給(貸し渋り対策終了により12年度[14%]に比較して割合は減少したが、米国同時多発テロに伴う航空会社向け緊急融資、DIPファイナンス等で引き続き重要な役割を發揮)

(情報機能の活用)

- ・政策銀行が、中立・公平な立場から十分な審査や情報発信等を積極的に行うことで、プロジェクトの事業性を高めた。
- ・先進的金融手法、事業形成支援、情報発信には、一層の取り組みが求められる。

信用補完	11%	審査機能の活用による事業者の信用力強化
先進的金融手法の活用	6%	プロジェクトファイナンス等の新しい事業手法・金融手法の活用(12年度[3%]に比較して割合が増加)
事業形成支援	3%	プロジェクトメイキングのノウハウを活かした知的支援
情報発信	2%	審査を通じた対応策やその他調査情報の発信

(2)プログラム評価

- ・個別案件評価から得られた情報等に基づき、投融資制度(プログラム)を評価。政策銀行のプログラム全てについて評価を行った結果を報告。

プログラム評価の視点

- ・政策目的の妥当性(プログラムの前提となる政策目的が引き続き存在するか)、政策金融の必要性(引き続き政策金融による関与が必要か)、プログラムの有効性(当初想定された政策目的に基づき、プログラムが有効に機能しているか)の視点から評価を行い、企画立案(Plan)に反映すべき事項を明確化。

プログラム評価結果

- ・細分化したプログラム(145事業)毎に評価結果を類型化した結果を集計。
- ・今回のプログラム評価を概観すると、16事業で拡充(経済構造改革、都市再生、環境対策など政策的重要性が高まっているプログラムが中心)、34事業で改善策の検討(投融資実績が少ない、または当該実績が所期の効果を挙げていないなど、有効活用が図られていないプログラムが中心)、3事業で廃止(政策目的が達成されたプログラム)が必要であると結論づけている。
- ・政策目的の妥当性:16事業において政策目的が拡大、4事業で変化、3事業で達成を終えたものと認められる。

政策目的の妥当性	政策目的が 拡大	継続	変化	達成	合計
該当事業数	16	122	4	3	145

- ・政策金融の必要性：10事業において政策金融による関与の必要性が増大、3事業で減少、3事業では関与が不要となったものと認められる。

政策金融の必要性	政策金融による関与の必要性が増大	関与の必要性が継続	関与の必要性が減少	関与の必要性が認められない	合計
該当事業数	10	129	3	3	145

- ・プログラムの有効性：23事業においてプログラムが有効には機能しておらず、28事業についても十分有効には機能していないものと認められる。

プログラムの有効性	プログラムが有効に機能	十分有効には機能していない	有効に機能していない	合計
該当事業数	94	28	23	145

- ・企画立案への反映を検討すべき事項：政策目的の実現に向けてプログラムが有効に機能するよう、16事業でプログラムの拡充、34事業で改善策の検討が必要。また、政策目的を達成した3事業については、プログラムの廃止を検討すべき。

企画立案への反映を検討すべき事項	プログラムの要件や運用の拡充を検討すべき	プログラムの継続が適当	プログラムの要件や運用の改善を検討すべき	プログラムの廃止を検討すべき	合計
該当事業数	16	92	34	3	145

### (3)プロジェクト評価

- ・大規模プロジェクトなど、政策効果や投融資の役割が多岐にわたる案件を詳細に評価。13年度に実施したプロジェクト評価6件(都市開発、新都市交通システム、産業廃棄物処理施設等)の評価結果、評価から得られた知見を報告。  
プロジェクトの経済社会的効果
- ・費用便益分析によりプロジェクトのアウトカムを把握(費用便益分析を実施したプロジェクトでは、大半の事例で便益が費用を上回り、社会的価値の存在が検証された)。
- ・費用便益分析がなじみにくいプロジェクトには、統計データ等を利用した定量的評価または定性的評価を実施。評価の結論と政策銀行の役割
- ・プロジェクトは相応の効果を収めていると評価できるが、プロジェクトライフの長い案件が多いため、中長期的モニタリングと必要に応じ再度の評価を念頭に置くべき。
- ・これらのプロジェクトの推進に際しては、政策銀行の投融資による期間補完、信用補完、安定資金性等に加え、事業形成支援(事業スキームの分析、検討ワーキンググループの設置の提案)等のナレッジ機能が大きな役割を果たしたのもあった。

(注)平成14年度政策金融評価報告書の全文は、インターネットの当行ページで閲覧できます。  
<http://www.dbj.go.jp/japanese/about/estimate.html>

平成15年3月31日  
日本政策投資銀行  
総裁 小村 武

日本政策投資銀行は、日本政策投資銀行法第23条第1項に基づき、平成15年度(自平成15年4月1日至平成16年3月31日)における投融資指針を以下のとおり定める。

## 【第1】総則

### 1. 貸付け等の基本方針

本行の貸付け、債務の保証、社債の取得、債権の譲受け又は出資(以下「貸付け等」という)は、民間金融の補完・奨励の趣旨及び償還現実性の原則を踏まえつつ、中期政策方針及びこの投融資指針に従って行う。

### 2. 記載の原則

日本政策投資銀行法施行令第2条に定める投融資指針の記載事項については、この総則に定めるもののほか、貸付け等の項目毎にこれを定める。

### 3. 貸付け等の利率等

貸付け等(出資を除く)に適用する利率等は、本行の収入が支出を償うに足りるように、かつ、一般の金融機関の貸付け若しくは債務の保証の通常条件又は金融市場の動向を勘案して、次の区分に従い、本行がこれを定める。

#### (1) 貸付け

貸付けに適用する利率は、貸付け等の項目における対象事業毎に定めた各利率区分に対応して定めるものとする。

#### (2) 債務の保証

債務の保証に適用する保証の料率は、一般の金融情勢等に応じ、民間銀行の保証料率等を勘案して定めるものとする。

#### (3) 社債の取得

社債の取得にかかる利回りは、私募債の全額応募の場合は貸付けの利率と同様とし、一部応募の場合は他の投資家と同一とし、公募債(普通社債に限る)の場合は市場における利回りとする。

### 4. 貸付け等の比率

対象事業の事業費に対する本行の貸付け等(出資を除く)の比率については、次の通りとする。

#### (1) 貸付け及び社債の取得

原則として、貸付け等の項目における対象事業毎に定めた比率の範囲内とする。公募債の応募については、対象事業費の50%又は発行額の50%のいずれか低い額を上限とする。

なお、長期資金の調達力の特に高い企業(社債格付けがトリプルAの上場企業)に対する貸付け等の比率の上限は、原則として30%以内とし、長期資金の調達力の高い企業(社債格付けがダブルA又はシングルAの企業)に対する貸付け等の比率の上限は、原則として40%以内<sup>(注)</sup>とする。

(注)但し、民間金融機関等の要請がある場合や、公共性が特に高い場合等については、例外的に融資比率の弾力的な運用を可能とする。

#### (2) 債務の保証

債務の保証の限度額は、貸付け等と併せて、原則として、対象事業費の80%とする。

なお、保証の範囲については、原則として、対象事業に係る被保証人の債務の80%以内とする。また、社債に係る債務の保証の場合には、限度額等について弾力的に取り扱うこととする。



## 5.出資

### (1)出資の対象事業

政策性、公共性の高い事業を対象とし、具体的には「第2 貸付け等の項目別内容」に記載する。

その他、投融資指針に規定される貸付け等の対象事業に必要な資金の出資等を行う事業についても出資対象とする。

政策的観点から望ましいものの、初期段階のリスク性あるいは低収益性等により速やかに採算に乗り難い等、民間のみでは対応が困難な事業を対象とする。

民間企業から相当程度の出資が見込まれるものを対象とする。なお、収益性及びリスク性の観点から、民間のみで十分対応できるものは対象としない。

当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合に限る。

### (2)出資の比率

原則として、出資を受ける者の資本の額の50%以内とする。

【第2】貸付け等の項目別内容

投融資対象項目一覧【\*:出資対象項目(括弧内は対象事業の限定があるもの)】

大項目	中項目	小項目	細項目	
経済活力創造 構造改革・ 経済活力創造	経済構造改革	規制緩和・事業革新等	規制緩和分野投資促進	
			産業活力再生支援	
				事業再生支援*
		対日アクセス促進	対日アクセス促進	
	知的基盤整備	新技術開発	新技術開発*(船舶新技術開発促進、建設新技術開発促進、放射光利用共同施設整備)	
			新規事業育成*(新規事業の実施に必要な資金の出資等を行う事業)	
	自立型地域創造	地域社会基盤整備	地域街づくり	市街地再開発・高度利用*(市街地再開発事業、特定街区内建築物整備等、特定民間都市基盤施設整備)
				中心市街地活性化・豊かな住環境整備*(中心市街地活性化)
				大規模遊休地等有効利用促進*(まちづくり総合支援・都市再生総合整備事業、日本鉄道建設公団特例業務用地処分活用促進)
			地域社会資本	民間資金活用型社会資本整備*
			民活法特定施設関連*	
			港湾機能総合整備*(港湾機能の高度化に資する中核的施設整備)	
			地域交通基盤整備*(地方空港ターミナル施設整備、鉄軌道整備促進)	
			地域冷暖房*	
			地域ガス事業基盤整備	
			地域情報化*(CATV広域デジタル化事業)	
豊かな生活創造	地域経済振興	地域活力創造	地域産業集積活性化等*(大阪湾臨海地域中核的施設整備)	
			地域振興施設整備	
			寒冷地産業活動活性化	
		地域連携・	地域産業振興・雇用開発	
		地域自立支援	地域自立支援*	
	環境・エネルギー・防災・福祉対策	環境対策	循環型社会形成推進*(共同リサイクルセンター)	
			地球環境対策・公害防止*(新エネルギー・自然エネルギー開発)	
			環境配慮型企業活動支援	
			環境負荷低減型エネルギー供給	
	豊かな生活創造	エネルギー・セキュリティ対策	エネルギー安定供給	
原子力開発				
	防災対策	都市防災対策		
豊かな生活創造	福祉・高齢化対策	福祉・高齢化対策		
豊かな生活創造	交通・物流ネットワーク	交通ネットワーク		
		大都市圏・基幹交通整備*(鉄軌道整備促進)		
		航空輸送体制整備		
		物流ネットワーク		
		貿易物資安定供給		
		流通効率化*(物流近代化ターミナル)		
		生活関連物資安定供給対策等		
豊かな生活創造	情報通信ネットワーク	情報通信ネットワーク		
		情報通信網整備・利用高度化促進		
		高度情報化促進*(電子商取引環境整備促進、情報提供サービス、システムインテグレーション育成)		
(その他)	地域活性化低利融資 社会資本整備促進融資			

## 投融資制度について

### 経済構造改革

#### 【規制緩和・事業革新等】

##### 支援対象

既存の経営資源を有効活用して行われる事業再構築・産業再編等、経済社会的に有用な事業・産業の再生、また、金融市場の活性化、厚みのある資本市場の整備へ向け支援を行っています。

	主な支援対象	期待される政策効果
規制緩和・事業革新等	ガスおよび電気事業新規参入など規制緩和の推進に資する事業	わが国を巡る経済環境変化に対応した既存事業の再構築、共同して行う事業の再編等に対する支援を行うほか、司法プロセス等を通じた事業の再生を支援する事などにより、わが国経済の持続的な発展を図る。自然災害・事故などへの機動的な対応を支援し、社会・経済情勢の急激な変化に対する迅速な適応を促す。CLOを含むクレジットデリバティブの活用等により、金融機関による資金供給の円滑化又は資本市場の活性化を図り、企業への適切な資金供給を図る。
	自然災害等の急激な社会・経済情勢変化に機動的に対応するため必要であり公共性の高い事業	
	クレジットデリバティブ等を用いた金融機関による資金供給の円滑化等に資する事業	
	産業活力再生支援(事業再構築支援、共同事業再編支援、経営資源再活用支援、事業革新設備導入支援等)	
	事業再生支援(事業価値の保全、事業再建に向けた基盤整備、ファンドを通じた事業再生・産業再編事業)	

この他に、特殊会社等の完全民営化を促進するための制度の措置を予定しています。

#### 【輸入・対内投資促進】

##### 支援対象

貿易収支および内外直接投資の不均衡を背景とする国際経済摩擦を解消し、わが国の産業構造を国際的に調和のとれた活力のあるものへと転換していくために支援を行っています。

	主な支援対象	期待される政策効果
対日アクセス促進	対日アクセス促進 (対日アクセス促進事業、外資系企業用施設・設備、対日投資促進基盤施設)	わが国経済の高度化・活性化、消費者利益の増大、良好な対外経済関係の形成など

### 知的基盤整備

#### 【新技術開発】

##### 支援対象

わが国の技術水準の向上をめざして、以下の事業を主な対象として支援を行っています。

	主な支援対象	期待される政策効果
新技術開発	研究施設整備、企業化開発、新技術企業化など (高度先端技術の基礎応用研究に必要な研究施設、新技術を実証するためのパイロットプラントなどの建設資金および研究開発資金、新技術の成果を企業化するために必要な資金など)	民間企業の研究開発・技術開発活動の活性化、わが国科学技術の進歩ならびに経済活力の維持向上など

#### 【新規事業育成】

##### 支援対象

高い技術力を持った中堅企業や成長初期段階の企業が、新製品・新商品の開発あるいは新たな役務の提供を円滑に行うことができるよう、以下の事業を主な対象として支援を行っています。

	主な支援対象	期待される政策効果
新規事業育成	高度な技術力や独自のノウハウがありながら、まだ成長段階にあるため十分な信用力がなく、事業資金の調達が困難なベンチャー企業が、新製品・新商品の開発や新たなサービスの提供を行うための資金	新たなビジネスチャンスおよび新規雇用機会の創出、経済活力の維持向上など

【地域社会基盤整備】

支援対象

地域の社会基盤整備を推進するため、以下の事業を対象として支援を行っています。

	主な支援対象	期待される政策効果
地域街づくり	市街地の再開発・高度利用事業、都市再生を図るための事業 中心市街地の活性化・豊かな住環境整備事業 大規模遊休地等の有効利用促進に資する事業	土地の合理的かつ健全な利用、都市機能の高度化、防災性の向上など 質の高い都市・生活環境の整備 地域の振興および秩序ある整備 優良な都市基盤の形成および地域経済の活性化
地域社会資本	民間資金を活用した社会資本の整備事業( PFI )、公営事業等の民間化・民間能力活用事業 民間活力を活用した都市基盤・産業基盤の整備事業 港湾機能や、地方私鉄・バス・空港施設など地域の交通基盤の整備事業 地域冷暖房施設整備事業 都市ガス整備・天然ガス化促進事業 地域におけるCATV施設等の整備事業	効率的かつ効果的な社会資本の整備・活用 地域社会の健全な発展、国際交流等の促進 港湾機能の高度化、地域住民の交通基盤の整備、快適かつ安全な輸送の確保、利便性向上など 省エネルギーおよび環境負荷の低減 生活インフラの安全性確保、環境負荷の低減など 地域の情報化

【地域経済振興】

支援対象

地域の自立的発展を推進するため、地域経済の振興に資する以下の事業を対象として支援を行っています。

	主な支援対象	期待される政策効果
地域活力創造	地域産業集積活性化等 地域振興施設整備 寒冷地産業活動活性化	地域を支える基盤的技術産業の集積・維持・発展 外客誘致による地域経済の振興 寒冷地の地域資源を活用した産業活動の活性化
地域連携・地域自立支援	地域産業振興・雇用開発 地域自立支援 地域の金融機能の高度化事業	条件不利地域における産業振興・雇用開発 地域中堅企業の競争力強化・地方公共団体と連携した地域中核産業の振興、地域経済の自立的かつ特色ある発展 コミュニティクレジット等地域の自立的なビジネス、金融基盤(プラットフォーム)の整備

【環境・エネルギー・防災・福祉対策】

支援対象

豊かな国民生活を実現するため、環境負荷の低減、エネルギー・セキュリティの確保、防災対策、福祉・高齢化対策に資する以下の事業を対象として支援を行っています。

	主な支援対象	期待される政策効果
環境対策	リデュース、リユース、リサイクル事業、廃棄物処理施設 製品・建築物の長寿命化投資、既存建築物等の有効活用 特定フロンなどの排出抑制設備 省エネ設備、省エネ建築物の整備事業 水力、風力、太陽光、地熱、バイオマス発電施設などの整備事業 公害防止施設 ISO14001取得に係る投資 環境保全型製品に係る設備 高効率の液化ガス火力発電設備 天然ガス貯蔵設備、ガス冷房設備 ファンド出資を通じた京都メカニズムを活用する温室効果ガス削減事業	循環型社会の形成、環境負荷の低減 オゾン層保護、地球温暖化防止など エネルギー利用効率の向上 新エネルギー、自然エネルギーの開発 公害防止 標準的な環境基準への早期対応 エコマーク製品、グリーン購入法特定調達物品等の普及促進 CO2排出削減等環境負荷低減型のエネルギー構造の構築 地球温暖化対策

<b>エネルギー・セキュリティ対策</b>	大陸棚石油開発関連設備 石油精製関連設備(分解装置、脱硫装置、低ベンゼン化装置等) 石油・LPG備蓄タンク 原子力発電施設、核燃料サイクル施設	自主開発石油の確保 石油精製機能の効率化、環境負荷の低減 緊急時の安定供給の確保 エネルギー・セキュリティの確保、環境負荷の低減
<b>防災対策</b>	避難地、避難路周辺における耐火建築物の整備、耐震性の劣る建築物の改修 共同溝などの整備、電線の地中化など 市街地の治水事業と一体的に整備される建築物整備、地下鉄・地下街などの浸水防止設備の整備	類焼防止、避難地・避難路の安全確保、地震による建物倒壊の防止 災害時におけるライフラインの安全性確保、都市景観の向上 水害に強い都市づくり
<b>福祉・高齢化対策</b>	高齢者・身障者に配慮した建築物 有料老人ホームなど 重度障害者等を雇用する事業所・設備 福祉機器製造設備、福祉機器ショップなど 医療品・医療用具の安全性確保のための設備・施設	高齢者・身障者の利用が容易な都市施設の整備 高齢者が安心できる居住環境の整備 重度障害者等の雇用拡大、自立支援 福祉関連機器の製造・流通経路の整備普及 国民が安心できる医療環境の整備

【交通・物流ネットワーク】

支援対象

国内における地域間連携の促進と経済社会の国際化の進展に不可欠な交通基盤ならびに国民生活および産業活動を支える物流基盤の整備のため、以下の事業を対象として支援を行っています。

	主な支援対象	期待される政策効果
<b>交通ネットワーク</b>	大都市圏・基幹交通整備 (事故防止、輸送力増強、交通弱者対応工事など)	鉄道輸送の安全防災対策 輸送力の増強 利用者の利便性向上
	航空輸送体制整備 (3大空港の旅客ターミナルなど)	空港機能の確保 安全運行体制整備 利用者の利便性向上
<b>物流ネットワーク</b>	貿易物資安定供給 (外航船舶、海上輸送関連物流施設など)	貿易物資の安定的な海上輸送の確保
	流通効率化 (倉庫、荷捌き施設、配送センターなど)	物流コストの削減 物流の円滑化・効率化
	生活関連物資安定供給対策など (食品配送拠点施設、生協店舗など)	食品など生活関連物資の効率的・安定的供給

【情報通信ネットワーク】

支援対象

高度情報通信社会の実現に向け、以下の事業を対象として支援を行っています。

	主な支援対象	期待される政策効果
<b>情報通信ネットワーク</b>	情報通信網整備・利用高度化促進 (情報通信インフラとなる電気通信事業用システム、高度道路交通システム(ITS)、放送デジタル化推進事業など)	高度情報通信ネットワーク社会の形成
	高度情報化促進 (情報処理高度化事業、情報セキュリティ等整備促進事業など)	情報処理システムの高度化 電子商取引の普及・促進

**【社会資本整備促進】**

支援対象

日本電信電話株式会社の株式の売払収入を活用して、社会資本の整備促進と地域の活性化に寄与する公共性の高い事業に対し、無利子または低利で融資を行っています。

	主な支援対象	期待される政策効果
民活法対象事業	物流高度化基盤施設、マテリアルリサイクル関連施設など	民間事業者の能力を活用した特定施設の整備による社会基盤充実
特定民間都市開発事業	多目的ホール、会議場など都市機能の増進に資する施設	良好な市街地の形成と都市機能の維持・増進
テレトピア事業	テレトピア指定地域におけるCATV施設など	高度な情報通信基盤の普及促進による地域の情報化
高度通信施設整備事業	加入者系光ファイバー網等の高度な電気通信施設	新世代通信網の構築による社会資本整備
民間資金活用型社会資本整備事業	PFI法に則って建設される公共施設等	民間の資金、経営能力などを活用した効率的かつ効果的な社会資本整備

この他にも中心市街地活性化事業、特定産業廃棄物処理施設整備事業、放送デジタル化推進事業などに対して無利子・低利融資を行っています。

**【出資】**

支援対象

投融資指針に規定される対象事業に必要な資金の出資等を行う事業(ファンド等)に対し、出資を行っており、主なものは以下のとおりです。

	主な支援対象	期待される政策効果
事業再生事業・産業再生事業	司法プロセス等により策定される再建計画に従って実施される事業の再生 共同して行う事業再編、経営資源の外部事業者による有効活用事業	経済社会的に有用な事業・産業の再生の支援による、経済の持続的発展
都市再生関連事業	都市再生に資する施設等の整備	質の高い都市・生活環境の整備を通じた地域経済の自立的発展
新規事業育成	大学等の研究機関の技術シーズ等をベースに事業化を進めるベンチャー企業など	ベンチャー企業等の育成の促進による、わが国経済構造改革の推進、良質な雇用確保、経済活力の維持
京都メカニズム活用事業促進	京都メカニズムを活用する温室効果ガス削減事業	地球温暖化対策

また、経済社会の活力の向上および持続的発展、豊かな国民生活の実現ならびに地域経済の自立的発展に資する以下のような事業に対し、出資を行っています。

	主な支援対象	期待される政策効果
鉄軌道整備促進	東京都・政令指定都市およびその周辺における鉄軌道施設	都市圏における鉄軌道の整備による維持・増進
新技術開発	船舶新技術開発促進 建設新技術開発促進など	わが国科学技術の進歩並びに経済活力の維持向上

この他にも民活法対象事業、中心市街地活性化事業、港湾機能総合整備、街区整備、地域冷暖房、地方空港ターミナルなどの事業に対して出資を行っています。

**【債務保証・クレジットデリバティブ取引等】**

企業の民間金融機関からの借入等に対し債務保証を実施しています。また、クレジットデリバティブ取引等を活用したCLO(ローン担保証券)への取り組み(債務負担)を行っています。

私たちは、日本政策投資銀行法に明記された「経済社会の持続的発展」への寄与という使命にもとづき、国連環境計画(UNEP)金融機関声明にも のつとり、次の業務活動を通じて、環境に配慮した経済社会の形成に貢献します。

1. 投融資業務を通じた環境対策の推進

政策金融機関として、我が国の環境政策を踏まえ、環境対策事業を支援します。  
循環型社会形成や地球環境対策等を促進するプロジェクトへの長期資金の供給  
個別案件や投融資制度の評価にもとづく、投融資業務の継続的・質的改善  
投融資業務にともない発生する環境面でのリスクの評価

2. 環境コミュニケーションを通じた環境啓発の推進

知的貢献や情報受発信などの「ナレッジバンク」機能の発揮により、環境意識の向上や課題解決に貢献します。  
環境問題についての継続的な調査研究、幅広い提言  
我が国の環境への取り組みの紹介等を通じた国際協力の展開  
環境方針を含めた私たちの環境への取り組みについての情報受発信

3. オフィスにおける環境配慮活動の推進

業務活動から生じる環境負荷の軽減に向けて、環境法規制を遵守し、環境に配慮した活動を推進します。  
省資源・省エネルギー、資源のリサイクル活動の推進  
グリーン購入法等に基づく環境配慮物品の調達促進  
環境汚染の予防

以上について、目標の達成、継続的改善を図るため、環境マネジメントシステムを導入するとともに、全役職員に環境方針を周知し、環境意識の向上に努めます。

平成14年7月5日  
日本政策投資銀行

総裁 小村 武



山口 公生      小村 武      寺澤 則忠

総 裁    小村    武

副総裁    寺澤    則忠

副総裁    山口    公生

理 事    大川    澄人

理 事    金子    孝文

理 事    一色    浩三

理 事    乾      文男

理 事    高橋    朋敬

理 事    越智    謙二

理 事    伊藤    博明

理 事    荒木    幹夫

理 事    安藤    隆

理 事    鹿島    文行

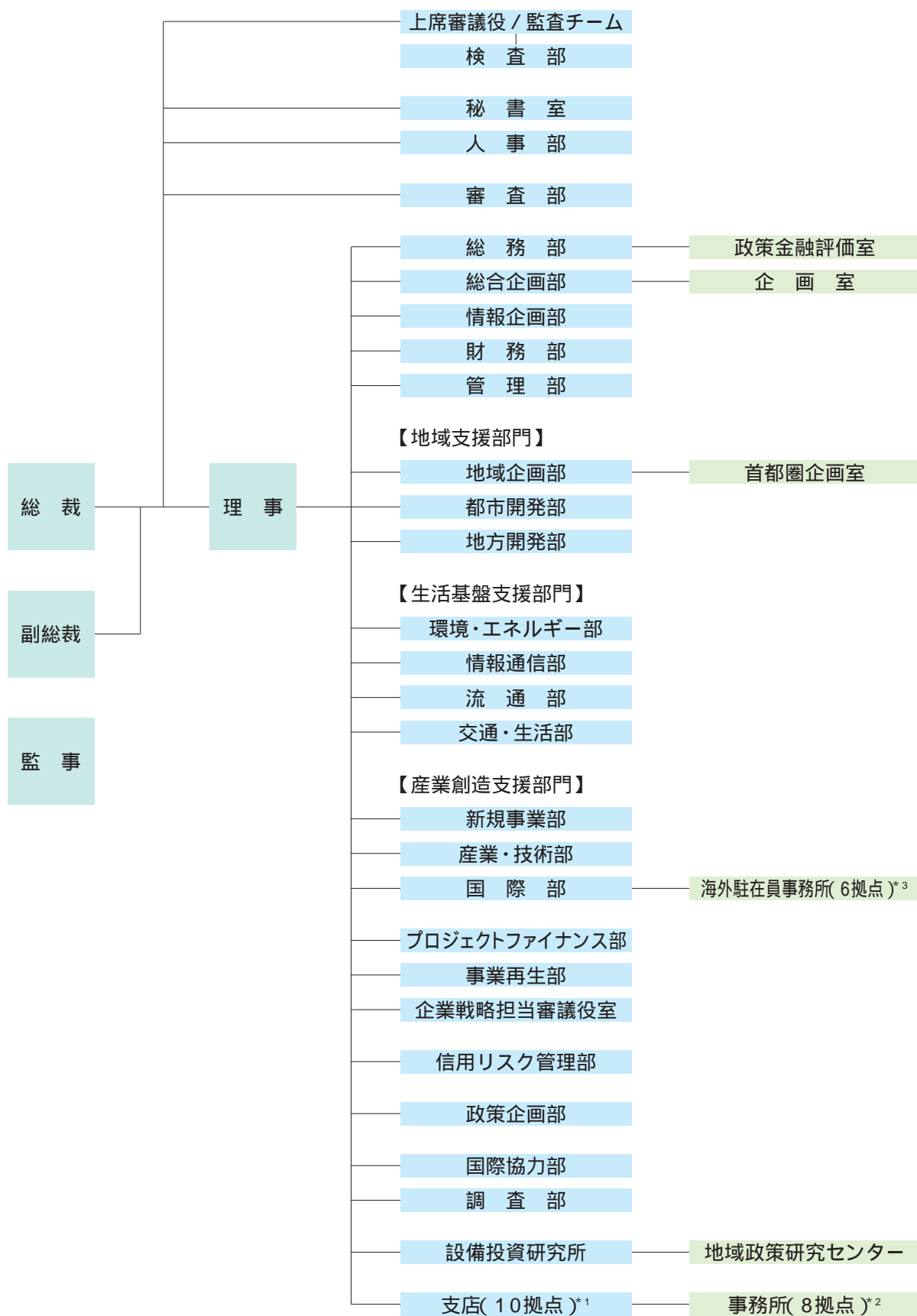
理 事    貝塚    啓明

理 事    北村    歳治

監 事    伊東    正孝

監 事    小林    茂





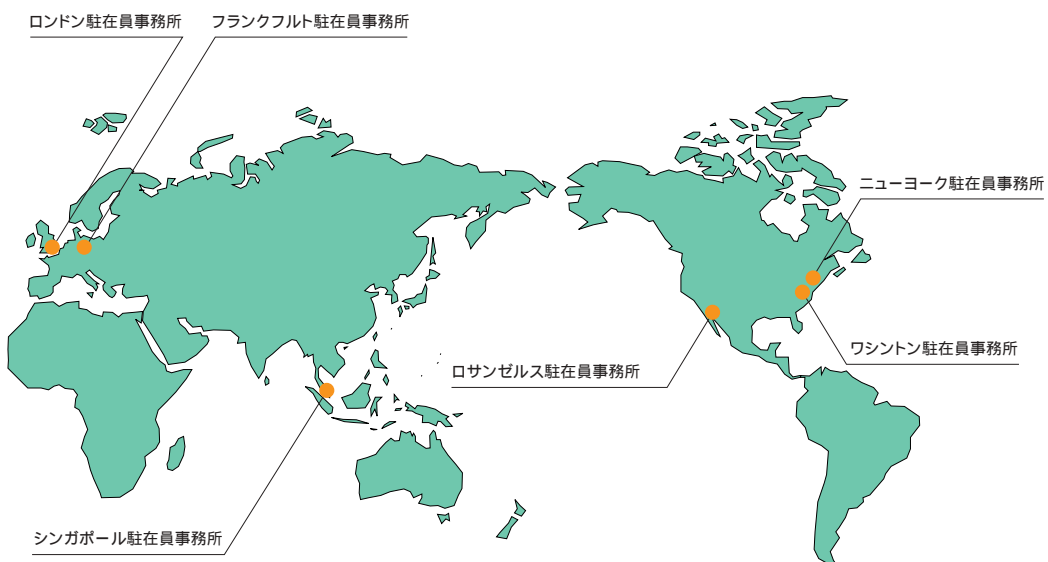
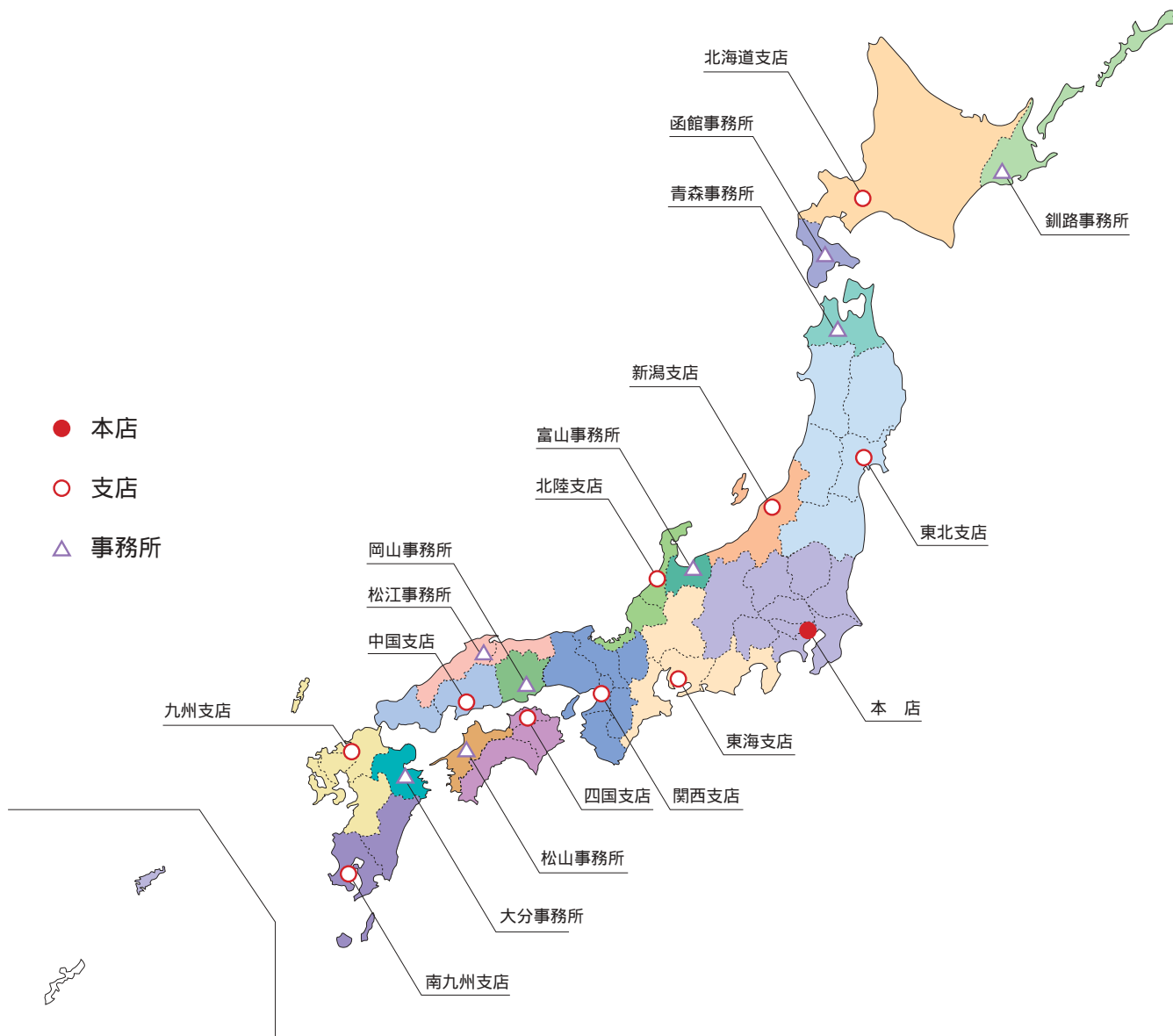
\*1 支 店:北海道・東北・新潟・北陸・東海・関西・中国・四国・九州・南九州

\*2 事務所:函館・釧路・青森・富山・松江・岡山・松山・大分

\*3 海外駐在員事務所:ワシントン・ニューヨーク・ロサンゼルス・ロンドン・フランクフルト・シンガポール

## 沿革

年	月	事 項
昭和26年	4月	日本開発銀行設立
昭和27年		日本開発銀行、大阪(現関西)、札幌、名古屋(現東海)、福岡(現九州)の各支店を開設
昭和31年	6月	北海道開発公庫設立
昭和32年	4月	北海道開発公庫、北海道東北開発公庫に改組、札幌、仙台(現東北)の各支店を開設
昭和33年	4月	日本開発銀行、ワシントン駐在員事務所を開設
昭和35年		日本開発銀行、高松支店(現四国支店)を開設
昭和36年		日本開発銀行、広島(現中国)、金沢(現北陸)の各支店を開設
昭和36年	10月	日本開発銀行、外貨債券発行開始
昭和37年	4月	日本開発銀行、ニューヨーク駐在員事務所を開設
昭和38年		日本開発銀行、鹿児島(現南九州支店)、松江の各事務所を開設
昭和39年	3月	北海道東北開発公庫法の一部を改正(資本金規定の整備等)
昭和39年	7月	日本開発銀行、ロンドン駐在員事務所を開設
昭和47年	1月	北海道東北開発公庫、新潟事務所を開設(平成元年7月に支店に昇格)
昭和47年	6月	日本開発銀行法を改正 1)目的を「産業の開発及び経済社会の発展」に改正 2)大規模工業基地建設事業への出資及び分譲施設融資機能を追加
昭和50年	10月	日本開発銀行、フランクフルト駐在員事務所を開設
昭和60年	6月	日本開発銀行法を改正 1)研究開発、都市開発またはエネルギー利用等に係る事業で政令で定めるものに対する出資機能を追加 2)研究開発資金融資機能を追加
昭和62年	9月	日本開発銀行、NTT株売払収入を財源とする無利子貸付制度創設
昭和62年	9月	北海道東北開発公庫法の一部を改正(無利子貸付規定の整備等)
平成元年		日本開発銀行、大分、松山、岡山、富山の各事務所を開設
平成元年	10月	北海道東北開発公庫、函館、青森の各事務所を開設
平成3年	4月	日本開発銀行法を改正 1)譲渡方式事業の対象拡大 2)ユーロ円債の発行 3)NTT株売払収入を財源の一部とする低利貸付制度創設
平成3年	4月	北海道東北開発公庫法の一部を改正(社会資本整備促進低利融資規定の整備等)
平成3年	10月	日本開発銀行、ロサンゼルス駐在員事務所を開設
平成4年	12月	日本開発銀行法を改正(政府の追加出資についての規定の整備)
平成7年	2月	日本開発銀行、震災復旧融資開始
平成8年	8月	北海道東北開発公庫、代理貸付制度導入
平成9年	9月	「特殊法人等の整理合理化について」閣議決定 (日本開発銀行及び北海道東北開発公庫を廃止し、新銀行に統合することが決定される)
平成9年	12月	日本開発銀行・北海道東北開発公庫、金融環境対応融資開始(平成12年度末までの時限的措置)
平成10年	12月	日本開発銀行法を改正(金融環境対応融資関連、平成12年度末までの時限的措置) 1)設備の取得と関連のない長期運転資金を対象資金に追加 2)社債償還資金を対象に追加 3)公募債取得機能の追加等
平成10年	12月	北海道東北開発公庫法の一部を改正(金融環境対応融資関連、平成12年度末までの時限的措置) 1)事業の実施に伴い必要な長期運転資金を対象資金に追加 2)社債償還資金を対象に追加等
平成11年	6月	日本政策投資銀行法成立
平成11年	10月	日本開発銀行と北海道東北開発公庫の一切の権利・義務を承継し、日本政策投資銀行設立 地域振興整備公団及び環境事業団の融資業務を引き継ぐ 旧日本開発銀行札幌支店と旧北海道東北開発公庫北海道支店の統合により北海道支店開設 旧日本開発銀行鹿児島事務所が南九州支店に昇格 釧路事務所を開設 シンガポール駐在員事務所を開設
平成13年	9月	財投機関債発行開始
平成14年	5月	日本政策投資銀行法を一部改正(金融庁による立入検査の導入を追加)



### 本店 東京

〒100-0004  
東京都千代田区大手町1丁目9番1号  
☎03-3244-1900(総務部)



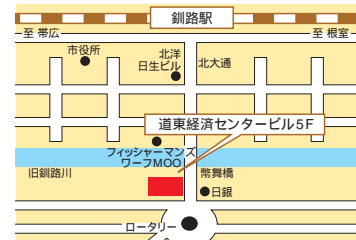
### 北海道支店 札幌

〒060-0003  
札幌市中央区北3条西4丁目1番地  
(日本生命札幌ビル)  
☎011-241-4111(代表)



### 釧路事務所 釧路

〒085-0847  
釧路市大町1丁目1番1号  
(道東経済センタービル)  
☎0154-42-3789(代表)



### 函館事務所 函館

〒040-0063  
函館市若松町14番10号  
(函館ツインタワー)  
☎0138-26-4511(代表)



### 東北支店 仙台

〒980-0811  
仙台市青葉区一番町2丁目1番2号  
(仙台長和ビル)  
☎022-227-8181(代表)



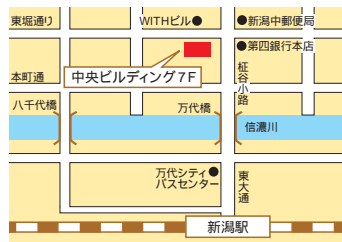
### 青森事務所 青森

〒030-0822  
青森市中央1丁目22番地8号  
(青森第一生命ビル)  
☎017-773-0911(代表)



### 新潟支店 新潟

〒951-8066  
新潟市東堀通六番町1058番地1  
(中央ビルディング)  
☎025-229-0711(代表)



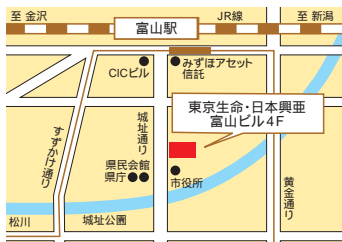
### 北陸支店 金沢

〒920-0937  
金沢市丸の内4番12号  
(金沢中央ビル)  
☎076-221-3211(代表)



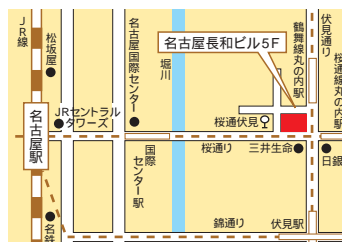
### 富山事務所 富山

〒930-0005  
富山市新桜町6番24号  
(東京生命・日本興亜富山ビル)  
☎076-442-4711(代表)



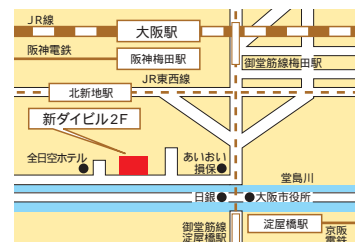
### 東海支店 名古屋

〒460-0002  
名古屋市中区丸の内1丁目17番19号  
(名古屋長和ビル)  
☎052-231-7561(代表)



### 関西支店 大阪

〒530-0004  
大阪市北区堂島浜1丁目2番6号  
(新ダイビル)  
☎06-6345-6531(代表)



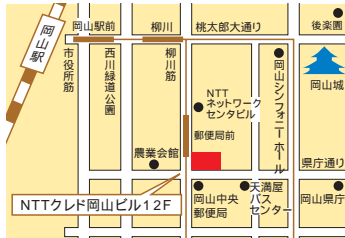
## 中国支店 広島

〒730-0036  
広島市中区袋町5番25号  
(広島袋町ビルディング)  
☎082-247-4311(代表)



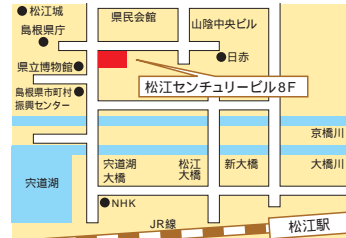
## 岡山事務所 岡山

〒700-0821  
岡山市中山下1丁目8番45号  
(NTTクレド岡山ビル)  
☎086-227-4311(代表)



## 松江事務所 松江

〒690-0887  
松江市殿町111番地  
(松江センチュリービル)  
☎0852-31-3211(代表)



## 四国支店 高松

〒760-0050  
高松市亀井町5番地の1  
(百十四ビル)  
☎087-861-6677(代表)



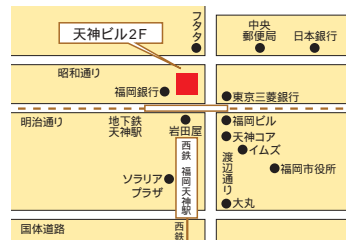
## 松山事務所 松山

〒790-0003  
松山市三番町7丁目1番21号  
(ジブラルタ生命松山ビル)  
☎089-921-8211(代表)



## 九州支店 福岡

〒810-0001  
福岡市中央区天神2丁目12番1号  
(天神ビル)  
☎092-741-7734(代表)



## 大分事務所 大分

〒870-0021  
大分市府内町3丁目4番20号  
(明治生命大分恒和ビル)  
☎097-535-1411(代表)



## 南九州支店 鹿児島

〒892-0842  
鹿児島市東千石町1番38号  
(鹿児島商工会議所ビル)  
☎099-226-2666(代表)



## 海外

**ワシントン駐在員事務所**  
1101-17th Street, N.W., Suite 1001,  
Washington, D.C. 20036, U.S.A.  
☎1-202-331-8696

**ニューヨーク駐在員事務所**  
1251 Avenue of the Americas,  
Suite 830, New York, NY 10020, U.S.A.  
☎1-212-221-0708

**ロサンゼルス駐在員事務所**  
601 South Figueroa Street, Suite 2190,  
Los Angeles, CA 90017-5748, U.S.A.  
☎1-213-362-2980

**ロンドン駐在員事務所**  
Level 12, City Tower,  
40 Basinghall Street, London, EC2V 5DE,  
United Kingdom  
☎44-20-7638-6210

**フランクフルト駐在員事務所**  
Frankfurter Buero Center,  
Mainzer Landstrasse 46,  
60325 Frankfurt am Main,  
Federal Republic of Germany  
☎49-69-7191760

**シンガポール駐在員事務所**  
36 Robinson Road, #07-04 City House,  
Singapore 068877  
☎65-6221-1779

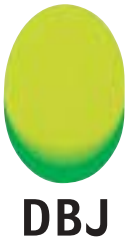
## 相談センター

東北	中国・四国
秋田市 018-866-7676	鳥取市 0857-26-0051
盛岡市 019-624-5880	徳島市 088-635-2222
山形市 023-622-4666	高知市 088-871-6066
関東・甲信	九州
水戸市 029-300-4601	長崎市 095-823-1256
長野市 026-266-7021	熊本市 096-319-1775
	宮崎市 0985-22-1130
東海・北陸	
静岡市 054-221-7255	
福井市 0776-36-5459	
津市 059-246-8181	

(各相談センター・相談室の相談日等については電話にてご確認ください。)

## 相談室

旭川市 0166-26-9810	帯広市 0155-21-1236
苫小牧市 0144-33-5454	小樽市 0134-22-1177
北見市 0157-23-4111	室蘭市 0143-43-3255
八戸市 0178-43-5111	弘前市 0172-33-4111
横手市 0182-32-1170	米沢市 0238-21-5111
いわき市 0246-25-9151	郡山市 024-921-2621
会津若松市 0242-27-1212	長岡市 0258-32-4500
上越市 0255-25-1185	柏崎市 0257-22-3161
新発田市 0254-22-2757	



日本政策投資銀行  
Development Bank of Japan

DBJ

<http://www.dbj.go.jp/>

日本政策投資銀行  
Development Bank of Japan  
DBJ

2003



この冊子はアメリカ大豆協会認定の大豆油インキを使用しています。



古紙配合率100%再生紙を使用しています。